

別表 1 (助成区分、助成回数及び助成額) ※治療ステージについては別表 2 を参照

区 分		通算助成回数	助成額
人工授精		保険診療分 通算 3 回まで	6,000 円
生殖 補助 医療	体外 受精 ・ 顕 微 授 精	【治療ステージD】 体調不良等により移植のめどが 立たず治療終了	保険診療分 32,000 円
		【治療ステージE】 受精できず、または、胚の分割 停止、変性、多精子授精などの 異常授精等により中止	保険診療分 32,000 円
		【治療ステージF】 採卵したが卵が得られない、ま たは状態のよい卵が得られない ため中止	保険診療分 17,000 円
		【男性不妊治療】 精子を精巣又は精巣上体から採取 するための手術	保険診療分 47,000 円

注 1) 保険診療であることが条件であるため、年齢や婚姻条件、回数等の規定は、保険適用条件に準ずる。

注 2) 人工授精は、保険適用に回数制限はないが、本助成の対象となるのは、通算 3 回までとする。ただし、回数は出産（妊娠 12 週以降の死産も含む）によりリセットするものとする。

注 3) 男性不妊治療は、体外受精・顕微授精と同じ周期で実施し、申請する必要があるが、次の場合に限り、男性不妊治療のみに係る申請ができる。

(ア) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合。

(イ) 精子は得られたが、別表 2 の G 及び H により体外受精、顕微授精を中止した場合。